

広告可能な診療科名について（令和8年6月1日改訂）

1 標榜できる診療科名

(1) 政令で定める診療科名（医業）

新たな診療科名：平成20年4月1日以降、新たに標榜する場合は次の診療科名での標榜となる。
なお、令和8年6月1日に「睡眠障害」が組み合わせ可能な標榜として追加となった。

イ 内科

ロ 外科

ハ 内科または外科と、次に定める事項とを組み合わせた名称

(1) 人体の部位、器官、臓器、組織、または機能

(医令第3条の2) 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌、代謝

(医則第1条の9の3) 頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳、脂質代謝

+

内科 または 外科

(2) 患者の特性

(医令第3条の2) 男性、女性、小児、老人

(医則第1条の9の3) 周産期、新生児、児童、思春期、老年、高齢者

+

内科 または 外科

(3) 医学的処置

(医令第3条の2) 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療、疼痛緩和

(医則第1条の9の3) 漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア、ペインクリニック

+

内科 または 外科

(4) 疾病、病態の名称

(医令第3条の2) 感染症、腫瘍、糖尿病、アレルギー疾患、**睡眠障害**

(医則第1条の9の3) 性感染症、がん

+

内科 または 外科

イからハまでに掲げる診療科名のほか、次に掲げるもの。
また、(1)～(4)の各事項と組み合わせてもよい。

精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科(産科、婦人科)、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科(放射線診断科、放射線治療科)、病理診断科、臨床検査科、救急科

または、+

次に定める事項を組み合わせた名称

(1) 人体の部位、器官、臓器、組織、または機能

(医令第3条の2) 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌、代謝
(医則第1条の9の3) 頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳、脂質代謝

(2) 患者の特性

(医令第3条の2) 男性、女性、小児、老人
(医則第1条の9の3) 周産期、新生児、児童、思春期、老年、高齢者

(3) 医学的処置

(医令第3条の2) 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療、疼痛緩和
(医則第1条の9の3) 漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア、ペインクリニック

(4) 疾病、病態の名称

(医令第3条の2) 感染症、腫瘍、糖尿病、アレルギー疾患、**睡眠障害**
(医則第1条の9の3) 性感染症、がん

(2) 政令で定める診療科名 (歯科医業)

新たな診療科名

平成 20 年 4 月 1 日以降、新たに標榜する場合は次の診療科名での標榜となる。

イ 歯科

ロ 歯科と、次に定める事項とを組み合わせた名称

(1) 患者の特性

(医令第3条の2) 小児

(2) 医学的処置

(医令第3条の2) 矯正、口腔外科

(3) 厚生労働大臣の許可を得た診療科名

医科

現時点では、~~麻酔科~~のみ

※ 麻酔科標榜許可を受けた医師の氏名を併せて広告しなければならない

2 不合理な組み合わせとなる診療科名

診療科名	不合理な組合せとなる事項
内科	整形または形成
外科	心療
アレルギー科	アレルギー疾患(「アレルギー疾患アレルギー科」)
小児科	小児、老人、老年または高齢者(例:「高齢者小児科」など)
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓または脳(例:「呼吸器皮膚科」など)
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓または脳(例:「頭頸部泌尿器科」など)
産婦人科	男性、小児または児童(例:「男性産婦人科」など)
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓または心臓(例:「腹部眼科」など)
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓または心臓(例:「消化器耳鼻いんこう科」など)

3 標榜できない診療科名

医 科	神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、気管食道科、胃腸科など
歯 科	インプラント科、審美歯科 など

4 経過措置

経過措置	平成 20 年 4 月 1 日より前に標榜している科名については、引き続き標榜することができる。 なお、看板を取り換える場合や新たに広告する場合等は、新しい診療科名での表記となるので、その場合は診療科名の変更手続が必要となる。
------	--

5 (1) 診療科名の具体例 (医科)

単独表記	単独表記	単独表記
内科	外科	精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 産科 婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 放射線診断科 放射線治療科 救急科 病理診断科 臨床検査科
組み合わせ (内科)	組み合わせ (外科)	組み合わせ
呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 心臓内科 血液内科 気管食道内科 胃腸内科 腫瘍内科 糖尿病内科 代謝内科 内分泌内科 脂質代謝内科 腎臓内科 神経内科 心療内科 感染症内科 漢方内科 老年内科 女性内科 新生児内科 性感染症内科 内視鏡内科 人工透析内科 疼痛緩和内科 ペインクリニック内科 アレルギー疾患内科 内科 (ペインクリニック) 内科 (循環器) 内科 (薬物療法) 内科 (感染症) 内科 (骨髄移植) など	呼吸器外科 心臓血管外科 心臓外科 消化器外科 乳腺外科 小児外科 気管食道外科 肛門外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 美容外科 腫瘍外科 移植外科 頭頸部外科 胸部外科 腹部外科 肝臓外科 膵臓外科 胆のう外科 食道外科 胃腸外科 大腸外科 内視鏡外科 ペインクリニック外科 外科 (内視鏡) 外科 (がん) など	児童精神科 老年精神科 小児眼科 小児耳鼻いんこう科 小児皮膚科 気管食道・耳鼻いんこう科 腫瘍放射線科 男性泌尿器科 神経泌尿器科 小児泌尿器科 小児科 (新生児) 泌尿器科 (不妊治療) 泌尿器科 (人工透析) 産婦人科 (生殖医療) 美容皮膚科 など

(2) 診療科名の具体例 (歯科)

歯科 小児歯科 矯正歯科 歯科口腔外科

※ よくある問い合わせ

Q 1 新たに診療科目の追加を考えている。現在標榜している診療科目はそのまま標榜できるか

- ・ 診療科目を変更（削除の場合も含む。）すると、現在標榜している全ての診療科目が対象となる。現在標榜している診療科目について、平成 20 年 4 月 1 日以降標榜できない診療科目に該当するものがあれば変更が必要となる。

Q 2 診療所の外に設置の看板を書き換える予定であり、新たに診療科目を変更する必要があるか。

- ・ 看板の書き換えのみであっても、現在標榜している全ての診療科目について平成 20 年 4 月 1 日以降標榜できない診療科目に該当するものがあれば変更が必要となる。

Q 3 診療科目を組み合わせたい、いくつまで、つなぐことができるのか。

- ・ 同一区分に属する事項同士を複数つなげることはできない。しかし、「・」等で区切れれば複数つないだ診療科目を標榜することはできる。
- ・ つなぐ個数には制限はないが、法改正の主旨から患者が適切な医療機関を選択しうる事が困難なようであれば、改善も含め指導が必要である。

Q 4 非常勤の医師も含め、診療科目数はいくつまで標榜できるのか。

- ・ 常勤、非常勤にかかわらず、医療機関に勤務する医師一人に対して主たる診療科名は原則 2 つ以内。
- ・ 主たる診療科目とは別に、他の診療科目は複数表記することができる。

Q 5 診療所の名称が「〇〇消化器科」となっており、変更しなければならないのか。

- ・ 平成 20 年 4 月 1 日以降広告することが認められなくなった診療科名を医療機関名に含む場合でも、当該医療機関名を変更する必要はない。ただし、新たに開業する場合や、既存の医療機関であっても名称変更する場合は、広告不可となった診療科名を医療機関名に含めることはできない。

Q 6 麻酔科についての扱いはどうなるか。

- ・ 今回の見直しの対象外であり、従来どおり厚生労働大臣の許可が必要となる。